

指定申請、実績報告の添付書類について

○ 指定申請

- 指定申請書
- 指定事業者事業実施計画書
- 指定要件に関する宣言書
- 定款の写し（原本証明付き）
- 直近3か月以内に交付された登記事項証明書（履歴事項全部証明）の原本
- 事業の実施場所を示した位置図
- 〔特定産業の場合〕事業内容が分かる資料（パンフレット、HP、伝票、納品書等）
- 〔関連産業の場合〕関連する主要産業との取引実績が分かる資料（伝票、納品書等）

○ 書類を提出する際は、チェック欄を活用するなど、漏れの無いようご注意ください。

※ 個人事業主の場合は
住民票抄本

○ 変更届

- 変更届出書
- 変更届出書（別紙）

○ 実績報告（決算月の翌月23日までに提出【必着！】）

提出書類	37条・39条	38条
実施状況報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
固定資産台帳（又は償却資産明細書）	<input type="checkbox"/>	
取得資産の写真（設備投資が無い年度は不要）	(<input type="checkbox"/>)	
給与支給額一覧表（原則として、県様式で作成ください）		<input type="checkbox"/>
平成23年3月11日に被災3県等での「居住」又は「雇用」の事実を証明する書類		<input type="checkbox"/>
営業報告書又は法人事業概況説明書 貸借対照表 損益計算書	※ この3種類の書類に限り、期限までに提出できない場合は作成次第の提出で構いませんが、概ね事業年度終了後4か月以内に提出下さい。	

※ 被災3県等での「居住」又は「雇用」の事実を証明する主な書類

- ・住民票、戸籍の附票、罹災証明書、雇用契約書、源泉徴収票（H23年分）等
（給与支給額一覧表を県様式で作成した場合、証明書類の一部が省略可能です。）

※ 37・39条において過去に認定を受けた設備等がある場合、投資実績が無い年度においても、認定を受けた設備等が記載された固定資産台帳の提出が必要です。

○ 再指定申請

- 指定申請書
- 指定事業者事業実施計画書

○ 提出書類は事業を実施する場所がある市町村の窓口に出してください。

○ 様式・記載例等は岩手県のホームページよりダウンロード出来ます。

県ホームページ → 震災復興 → なりわいの再生 → 産業再生特区による税制優遇について

○ 問い合わせ先 岩手県復興防災部復興くらし再建課

TEL:019-629-6931 FAX:019-629-6944 Mail:AJ0004@pref.iwate.jp